

5 東彼杵町告示第 1 1 2 号

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱（令和4年告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(応援金対象者)</p> <p>第2条 応援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の12月31日時点において、東彼杵町に住民票を有する _____者</p> <p>(3) <u>当該年の1月1日から12月31日において、隣接市町（川棚町、大村市、嬉野市）を除く町外の事業所に月平均15日以上通勤していた者。ただし、隣接市町の事業所に通勤している場合で、自宅から営業所までの距離が通常使用する経路で片道15キロメートル以上である者は対象とする。</u></p> <p>(4) <u>前号に規定する事業所において、事業を営む個人又は法人に雇用される者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する一般被保険者の資格を有した者。または、国家公務員もしくは地方公務員であつた者</u></p>	<p>(応援金対象者)</p> <p>第2条 応援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の12月31日時点において、東彼杵町に住民票を有し、<u>隣接市町（川棚町、大村市、嬉野市）を除く町外の事業所に月15日以上通勤している者</u> <u>ただし、隣接市町の事業所に通勤している場合で、自宅から営業所までの距離が通常使用する経路で片道15キロメートル以上である者は対象とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(3) <u>事業を営む_____個人又は法人に雇用される者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する一般被保険者の資格を有する者。または、国家公務員もしくは地方公務員である者。</u></p>

(5) (略)

(6) (略)

様式第1号 (第4条関係)

(略)

(4) (略)

(5) (略)

様式第1号 (第4条関係)

(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付申請書

令和5年度において東彼杵町若年層遠距離通勤応援金（以下、応援金という。）の交付を受けたいので、東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 申請者情報

住 所	〒 東彼杵町 郷 番地
フリガナ 氏 名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
メールアドレス	
※転入日	年 月 日

※「転入日」は当該年1月1日から12月31日までの期間の途中に東彼杵町に転入した者のみ記入すること。

2 口座情報（応援金の振込先を記入してください。）

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
ゆうちょ 銀行の場合	記号	番号	
フリガナ 名義人			

3 勤務先情報

事業所名	
所在地	県 市・町
電話番号	
メールアドレス	

4 誓約事項

応援金の申請に当たって、その内容を勤務先（雇用主）に照会することに同意します。なお、その後虚偽の内容で申請したことが判明した場合は、応援金の全額若しくは一部を返還します。

5 個人情報の取扱い

東彼杵町は東彼杵町若年層遠距離通勤応援金事業の実施に際して得た個人情報について、東彼杵町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

6 確認事項（該当するものに○を付けること）

当該年度の翌年4月1日時点において40歳未満である。	はい ・ いいえ
当該年において、 <u>隣接市町（川棚町、大村市、嬉野市）</u> を除く町外の事業所に月15日以上通勤していた。 ※下線部において、隣接市町（川棚町、大村市、嬉野市）の事業所に通勤していて、自宅から事業所までの距離が通常使用する経路で15km以上である場合は含む。	はい ・ いいえ
事業を営む個人又は法人に雇用される者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する一般被保険者の資格を有する者である。または、国家公務員もしくは地方公務員である。	はい ・ いいえ
当該年度以降も継続して東彼杵町に居住し続ける意思がある。	はい ・ いいえ

申請者及びその世帯員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない。	はい ・ いいえ
応援金の交付決定に当たり、東彼杵町職員が住民記録情報の確認をすることについて同意する。	はい ・ いいえ
「4 誓約事項」に記載された内容について誓約する。	はい ・ いいえ
「5 個人情報取扱い」に記載された内容について同意する。	はい ・ いいえ

※1 つでも「いいえ」がある場合は、応援金の交付対象外となります。

7 添付書類

- (1) 在職証明書
- (2) 本人確認書類（マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し）
- (2) その他町長が必要と認める書類

年 在職証明書

1 対象者

氏 名	
住 所	

2 勤務状況等

在職期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
通勤日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	日	日	日	日	日	日
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	日	日	日	日	日	日
通勤先所在地						
通勤先名称						
通勤距離 ※川棚町・嬉野市・大村市のみ記入	自宅～勤務先まで片道_____ km (小数点第1位まで)					
通勤方法 ※複数チェック可	<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他 ()					
雇用形態 ※該当するものにチェック	<input type="checkbox"/> 雇用保険法に規定する一般被保険者の資格を有している <input type="checkbox"/> 国家公務員 <input type="checkbox"/> 地方公務員					

※裏面の「記入要領」をよくご覧になり記入してください。

年 月 日

東彼杵町長 様

上記内容に相違ないことを証明します。

(所在地) 〒

(名称)

(代表者名)

(担当者名)

(電話番号)

(メールアドレス)

※この証明書は、東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付事務のために使用します。印鑑は不要ですが、お勤め先の担当部局において作成をお願いします。

※この証明書の内容について、確認等の連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

《記入要領》

1. 「在職期間」は、当該年の1月1日～12月31日までうち在職している期間を記入してください。

【記入例】

- ・前年から在職しており現在も在職中の場合
「令和○年1月1日 ～ 令和○年12月31日」
- ・4月1日から在職しており現在も在職中の場合
「令和○年4月1日 ～ 令和○年12月31日」

2. 「通勤日数」は、1月～12月の期間の内、実際に通勤していた日数を記入してください。ただし、休職・休業・自宅でのテレワークによる勤務等については、それらの日は含めないでください。

3. 「通勤距離」は、通勤している事業所が川棚町・嬉野市・大村市にある場合に記入してください。その他の市町では記入不要です。